

第 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年1月18日(水) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 1小澤 哲男 ・ 2川邊 千秋 ・ 3下井 弘 ・ 4田村 明
5若林 卓哉 ・ 8喜多 義幸 ・ 9竹尾 泰 ・ 10田中 茂人
11清水 喜代己 ・ 12平松 崇己 ・ 13横山 光次 ・ 19太田 義政
21坂野 大徹

以上13名

欠席委員 23水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・野村次長・江副主査

総合支所 河芸 : 竹内主事 芸濃 : 倉田担当主幹
美里 : 中瀬担当副主幹 安濃 : 紀平担当主幹
香良洲 : 豊田担当主幹

議事録署名者 12平松 崇己・13横山 光次

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第9号 非農地証明願について
議案第10号 土地改良事業参加資格の申出について
議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 第1回の農地部会を始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
す。
なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。
それでは、本日の欠席は1名で、水谷委員です。出席委員は13名となります。
議事録の署名者を私のほうから指名させていただきます。12番 平松 崇己委員、13番 横山 光次委員、よろしくお願いいたします。
まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第5号に入ります。
事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を2か所お願いいたします。
まず、1点目ですけれども、25ページの議案第7号、番号1をご覧ください。25ページになります。25ページの議案第7号、番号1をお願いいたします。
この案件につきまして、取下げ願が提出されましたので、削除をお願いいたします。1番のほうは削除となりました。取下げ願がございましたので削除となりました。
この削除に伴いまして、この25ページの下合計欄のほうですけれども、合計6筆というところが5筆になります。計2,307.23㎡のほうを830.23㎡、そして、田の面積のほうも830.23㎡にご修正をお願いいたします。取下げ願がございましたので、合計5筆、合計面積が830.23㎡、田の面積の修正をお願いいたします。
それと、もう一点ですけれども、31ページの議案第10号、番号6をお願いいたします。31ページの議案第10号、番号6をお願いいたします。
こちらの土地改良事業参加資格の申出についてなんですけれども、申請地のほうが1筆、田が751㎡ですけれども、抜けておりましたので、お手元のほうに差し替えを用意いたしましたので差し替えのほうをお願いいたします。1筆が抜けておりましたので、お願いをいたします。
これに伴いまして、最後のページ、48ページをお願いいたします。48ページになります。
合計欄のほうをお願いいたします。こちらですけれども、1筆増えましたので、合計387筆というところを388筆、387筆を388筆にご修正をお願いいたします。1筆増えましたので修正をお願いいたします。
また、合計面積のほうですけれども、253,540.26㎡となっておりますところを254,291.26㎡、こちらの修正をいただきますけれども、田の面積は249,342㎡、田の面積を249,342㎡にご修正をお願いいたします。
申し訳ございません。よろしくお願いいたします。
- それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま

す。

番号1から11で、件数は11件、合計面積は田で33,009㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。

4ページから11ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。番号1から21で、合計件数は21件、合計面積は58,542.54㎡で、その内訳は田が43,501㎡、畑が15,041.54㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

12ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

番号2、駐車場用地

以上、件数は2件、合計面積は畑で738㎡でございます。

13ページから14ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、駐車場用地

番号2、一般個人住宅用地

番号3、番号4、駐車場用地

番号5、作業場用地

番号6、資材置場用地

番号7、倉庫用地

以上、件数は7件、合計面積は3,910㎡で、その内訳は田が2,367㎡、畑で1,543㎡でございます。

15ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は田で301㎡でございます。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。事務局、説明をお願いいたします。

事務局

16ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 雲出、申請地 雲出長常町長常南_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 226㎡、受人 _____、面積 132, 503. 20㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 858㎡、受人 _____、面積 359, 148㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 楡形、申請地 産品壺ノ坪_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 727. 27㎡ 外2筆、合計面積 993. 27㎡、受人 _____、面積 10, 451㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 上野、申請地 河芸町西千里里_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 56㎡ 外2筆、合計面積 281㎡、受人 _____、面積 6, 207㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号5、地区 上野、申請地 河芸町東千里北垣内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 423㎡ 外1筆、合計面積 657㎡、受人 _____、面積 28, 868. 18㎡、渡人 _____ 外1名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は相手方の要望のためです。

17ページをお願いいたします。

番号6、地区 安西、申請地 芸濃町萩野前興_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 080㎡、受人 _____、面積 65, 031㎡、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町中縄仲小路_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 248㎡ 外1筆、合計面積 870㎡、受人 _____、面積 4, 719㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 辰水、申請地 美里町家所五会内_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 426㎡、受人 _____、面積 11, 183㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は兼業による営農縮小のためです。

番号9、地区 長野、申請地 美里町北長野廣ノ垣内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 595㎡、受人 _____、面積 8, 169㎡、

渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 安濃、申請地 安濃町安濃西川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 337㎡、受人 _____、面積 359,148㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は兼業による営農縮小のためです。

番号11、地区 安濃、申請地 安濃町安濃西川原____、登記地目・現況地目とも畑、面積 991㎡、受人 _____、面積 359,148㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号12、地区 明合、申請地 安濃町田端上野畑田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 352㎡、受人 _____、面積 6,614㎡、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は兼業による営農縮小のためです。

18ページをお願いいたします。

番号13、地区 村主、申請地 安濃町川西岡副____、登記地目・現況地目とも畑、面積 331㎡、受人 _____、面積 10,469㎡、渡人 _____。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号14、地区 村主、申請地 安濃町川西丸垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 820㎡、受人 _____、面積 681,344㎡、受人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

以上、件数14件、合計面積が10,817.27㎡で、このうち田が4,721㎡、畑が6,096.27㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番、下井です。先般、関係者と現地調査しまして、特に問題ありませんということです。
以上です。

議長 ありがとうございます。
番号2、地区 高野尾、お願いします。

若林委員	5番、若林です。10日の日に推進委員と現地を見て回りました。問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	ここは太陽光の予定ですね。
若林委員	はい、そうです。
議 長	そうですね。ありがとうございます。 番号3、地区 楯形、お願いします。
小澤委員	1番、小澤です。こちらの案件に関しまして、高齢による労働力不足ということで、隣接する農家のご親族の方が面倒見てくれるということで、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	分かりました。 番号4と5、地区 上野、お願いします。
喜多委員	8番、喜多です。事務局の説明のとおり、何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 番号6、地区 安西、お願いします。
田中委員	10番、田中です。確認に行ってみりました。この近隣の方、たくさん面積を世話してみえまして、問題はないものと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	次、番号7、地区 明、お願いします。
竹尾委員	9番、竹尾です。1月10日の日に推進委員の方と事務局の方と現地確認をしました。特に問題ないと判断しました。
議 長	ありがとうございます。 次、番号8、地区 辰水、お願いします。
清水委員	11番、清水です。8番と9番は同じところですので、8番も9番も1月10日、推進委員と現地確認しましたが、別に問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 次、番号10と11、地区 安濃、お願いします。
平松委員	12番、平松です。1月10日の日に現地確認をさせてもらって、太陽光ですが、特に問題ないということで、よろしくお願いします。
議 長	続いて、12番、地区 明合、お願いします。

横山委員 13番、横山です。12、13、14番、これ私の地域ですので、事務局と推進委員さんと現地確認させていただきました。いずれも問題ないということで、よろしくお願いします。

議長 了解しました。
番号1から番号14について、地元委員さんから異議なしということでございましたが、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 了解しました。
それでは異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)。事務局、説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)でございます。

番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 426㎡、借人 _____、面積 359, 148㎡、貸人 _____。

借受理由は営農拡大のため、貸渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 821㎡、借人 _____、面積 359, 148㎡、貸人 _____。

借受理由は営農拡大のため、貸渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は2件、面積は畑で1, 247㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1と2、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番、若林です。10日の日に地元推進委員と現地調査しました。何ら問題ないということで、許可をお願いします。

議長 1と2について、地元委員さんから異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 よろしいですか。
それでは異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）。
事務局、説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）でございます。
この議案に関連する地上権につきましては、この後の議案第8号でご審議をいただきます。
番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 292㎡、区分地上権者 _____、面積 0㎡、区分地上権設定者 _____。
ある一定の空間として設定する面積は1, 292㎡、高さは地上2mから3.8mの間となります。
設定を受ける理由ですけれども、営農型太陽光パネル設置に伴う区分地上権の設定（一時転用）のためです。

以上、件数は1件、面積は畑で1, 292㎡でございます。
この案件につきましては、農地法第3条第2項ただし書には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 区分地上権は初めて出てきたと思いますけれども、これ、どういうことですか。柱の部分だけですか。

事務局 よろしいですか。

議長 教えてください。

事務局 区分地上権というのは、この地面に対して一定の空間部分ですね、今回の場合だと地上から2mから3.8mの間、ここの部分の権利を有するということになります。

議長 柱じゃないんですね。

事務局 柱はまた地上権のほうで、第5条のほうで申請が。

議長 2mから3.8mのその容積の。

事務局	そうですね。そうです、その空間の。
議長	空間の地上権ということですか。
事務局	そうです。
議長	そういう意味ですな。
事務局	はい。
議長	分かりました。ちょっと分からないもので、教えてもらいます。 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 高野尾、お願いします。
若林委員	5番、若林です。10日の日に事務局、推進委員と現地見させてもらいました。問題ないということで、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。 番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。 続いて、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。 事務局、説明をお願いします。
事務局	21ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。 番号1、地区 雲出、申請地 雲出長常町長常南_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,804㎡のうち612㎡、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を農業用倉庫及び農機具置場用地とするものです。 平成14年10月に農業用倉庫を設置したが、増えた機材の置場に窮した申請者が敷地を広げてしまった旨の始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。 農地区分は農用地区域ですが、令和4年12月13日に農用地から農業用施設用地へと変更する軽微変更の申請が提出されております。 以上、件数は1件で、面積は田で612㎡でございます。 この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番、下井です。先般、関係者と現地調査しまして、問題なしということ
です。
以上です。

議 長 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さ
ん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 分かりました。
それでは異議なしと認め、議案第4号について許可することに決定をいたし
ます。
次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所
有権移転）。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局 22ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移
転）でございます。
番号1、地区 栗真、申請地 栗真町屋町南浜_____、登記地目・現況地
目とも畑、面積 955㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は461.52㎡、パネルの設置率は48.3%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 上野、申請地 河芸町久知野入垣内_____、登記地目 田、
現況地目 雑種地、面積 40㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。
令和3年3月から進入路として使用していた旨の始末書の提出がありますこ
とから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本東豊久野_____、登記地目 田、
現況地目 畑、面積 2,142㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本東豊久野_____、登記地目・現
況地目とも畑、面積 53㎡ 外1筆、合計面積 218㎡、受人 _____、
渡人 _____ 外1名。
これにつきましては、申請地を受人が取締役を務める事業所の事業用地、資
材置場、事務所、倉庫とするものです。
平成11年頃から申請地の一部を事業用地として使用していた旨の始末書の

提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本下モ田_____、登記地目 田、
現況地目 畑、面積 122㎡、受人 _____、渡人 _____。
これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 安濃、申請地 安濃町内多上豊久野_____、登記地目・現
況地目とも田、面積 128㎡ 外4筆、合計面積 1,411㎡、受人 _____、
渡人 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。
平成12年頃から耕作、管理ができず、山林化してしまった旨の始末書の提出
がありますことから、これを追認するものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

23ページをお願いいたします。

番号7、地区 安濃、申請地 安濃町内多見泥_____、登記地目・現況地
目とも畑、面積 317㎡ 外1筆、合計面積 344㎡、受人 _____、
渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件で、合計面積は5,232㎡、このうち田が3,715㎡、
畑が1,517㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番の坂野です。1月10日、地元推進委員と現地調査をしましたが、特
に問題ないと思われます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
番号2、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。これ以前、太陽光の出入口で別に問題ありませんので、よ
ろしくをお願いいたします。

議長 番号3から5まで、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番、竹尾です。1月10日の日に推進委員の方と現地確認をしました。3

件とも特に問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号6と7、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番、平松です。6番、現況が田になっていますけれども、もう木が鬱蒼と生えていて、森にすることに対して問題はないと判断しました。7番につきましても、周りはずっと住宅地になってきていまして、特に問題ないと判断しました。よろしくをお願いします。

議長 分かりました。
番号1から番号7について、地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 分かりました。
それでは異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）。
事務局の説明、お願いします。

事務局 24ページをお願いいたします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
番号1、地区 栗真、申請地 栗真小川町山脇_____、登記地目・現況地目とも田、面積 208㎡ 外3筆、合計面積 817㎡、借人 _____、貸人 _____。
これにつきましては、申請地を許可日から3年間、資材置場用地（一時転用）とするものです。
農地区分は、農用地区域と判断されます。

以上、件数は1件で、面積は817㎡、このうち田が668㎡、畑が149㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員に意見を伺います。
番号1、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番、坂野です。1月10日に地元推進委員と現地調査しました。問題ありません。
以上です。

議 長	番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第6号について許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>25ページをお願いいたします。</p> <p>議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。</p> <p>番号2、地区 辰水、申請地 美里町家所五会内_____、登記地目・現況地目とも田、面積 478㎡、借人 _____、貸人 _____。</p> <p>これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 村主、申請地 安濃町川西岡副_____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 188㎡ 外3筆、合計面積 352.23㎡、借り人 _____、貸し人 _____。</p> <p>これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件で、合計面積は830.23㎡、全て田でございます。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
清水委員	番号2、地区 辰水、お願いします。
議 長	番号2、地区 辰水、お願いします。
議 長	番号3、地区 村主、お願いします。
横山委員	番号3、地区 村主、お願いします。
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>番号2と3について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。</p> <p>皆さん、いかがでしょうか。</p>

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第7号について許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）。
事務局、説明をお願いします。

事務局 26ページをお願いいたします。
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。
番号1、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,292㎡のうち0.36㎡、地上権者 _____、地上権設定者 _____。
これにつきましては、申請地に10年間の地上権を設定し、営農型太陽光発電施設用地（一時転用）とするものです。
農地区分は、農用地区域と判断されます。

以上、件数は1件で、面積は畑で0.36㎡でございます。

この案件につきましては、許可要件である転用の確実性、周辺農地への被害防除措置、下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか否か、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか否か、支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であるか否かを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番、若林です。10日の日に事務局及び地元推進委員と見させてもらいました。何ら問題ないので、許可をお願いします。

議長 ありがとうございます。
番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第8号について許可をすることに決定をいたします。
続いて、議案第9号 非農地証明願について。
事務局、説明をお願いします。

事務局	<p>27ページをお願いいたします。</p> <p>議案第9号 非農地証明願について、でございます。</p> <p>番号1、地区 安濃、願出者 _____、申請地 安濃町内多中豊久野 _____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 224㎡ 外8筆、合計面積 4,072㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地は40年ほど前から耕作ができず山林化し、現在に至っていることが空中写真撮影記録証明書（平成13年撮影）により確認できることから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。</p> <p>以上、件数は1件で、面積は4,072㎡、このうち田が2,025㎡、畑が2,047㎡でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、地区 安濃、お願いします。</p>
平松委員	<p>12番、平松です。1月10日の日に現地確認しまして、現地までなかなか行けないような状態でしたので、問題ないと思います。</p>
議長	<p>番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>分かりました。</p> <p>それでは異議なしと認め、議案第9号について証明をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第10号 土地改良事業参加資格の申出について。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>28ページをお願いいたします。</p> <p>議案第10号 土地改良事業参加資格の申出について、でございます。</p> <p>当案件は、一身田平野地区を区域とする圃場整備事業の実施に伴い、組織される土地改良区につきまして、当該改良区の組合員として地区内の農地所有者が参加するための申出となります。</p> <p>一身田平野地区の圃場整備事業は、国の補助事業である農地中間管理機構関連農地整備事業により、令和5年度からの新規事業として採択に向けて進めているものです。</p> <p>当該事業の対象となる農地については、農地中間管理機構を通じて受け手となる担い手に耕作権がついていることが必須の要件となっていることから、令和4年9月、10月、11月の農地部会にて承認を得て、それぞれに賃貸借権が既に設定されております。</p> <p>また、土地改良法第3条において、土地改良事業に参加する資格を規定しており、所有権以外の権原に基づき耕作に供される農地については、農地所有者</p>

から農業委員会へ当該土地改良事業に参加すべき旨の申出を行い、農業委員会
がこれを承認した場合に所有者へ参加資格が与えられると規定されておしま
す。

当地区の整備対象農地は、現在全てに賃貸借権が設定されておりますことか
ら、農地所有者が土地改良区の組合員として参加するに当たり、土地改良事業
に参加する旨の申出を行うものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員のご意見を伺います。
地区 一身田、一括して報告をお願いいたします。

田村委員 4番、田村です。14日の日に現地確認がたくさんでできませんでしたので、
代表の_____さんに話を伺ってきました。

事務局の説明のとおりで問題ないですが、事業としては一応、令和5年から
令和11年までの6年間ぐらいを予定しているということで、個別に分けて、
なるべく休耕にならないようにしていくということをおっしゃってみえまし
た。中間管理機構の事業を受けて、無料でしてもらえらるというやつですよ
ね。それを利用してやるということで、内容については特に問題ないと判断しま
した。

以上です。

議 長 ありがとうございます。これ、この資料でしたか。

田村委員 はい。

議 長 これを見て、どこの部分がこれ。全部、これ。

事務局 うっすらピンクになっているところ。

議 長 ピンクになつとるところ全部ですか。この黄色い……

田村委員 黄色は……

議 長 真ん中は、これ集落ですか。

事務局 はい。

田村委員 そうです。

ところどころ、市街化のところがありますので、それを除いたところが大体
25……

議 長 市街化は除くのですな。

田村委員 はい、25ヘクタールということで。25ヘクタールですけれども、_____
と、それから_____の2者で引き受けるということで、なるべくこれを集

約したいということで、大体、基本的には、ここはどこが持つというのはもう
予定で決まっているそうです。区画としては、大体1ヘクタール、1万余。小
さなところでは0.5になるところもあるということですわ。

議 長 この絵を見る限りは、今でも結構田んぼは大きいですな、1筆。

田村委員 いえ。1筆って。

議 長 そうでもないですか。

田村委員 はい。

議 長 こんなもんですか。

田村委員 こんな感じですよ。

議 長 どのくらいありますか。

田村委員 1反もないくらい。

議 長 1反もないくらい。大きく見えるけれども、これ違うんやね。分かりました。

事務局 大体、一身田地区は、おおむね約1反余しですね。

議 長 1反余しですか。

事務局 はい。安東は、大体3反余しなのですから。

議 長 そうですね。分かりました。

今、一身田、支所の担当の方、委員さんから説明がありました。皆さん、い
かがでしょうか。

川邊委員 ちょっと聞きたいのですけども。

議 長 どうぞ。

川邊委員 5年度事業ですけれども、秋の収穫が終わってからかかるんですか。

田村委員 なるべく休耕にならないようにということをおっしゃってみえましたが。

川邊委員 あと秋の収穫後ですな。

田村委員 そういう形になると思います。それもブロックを分けてしていくというよう
なことを。

川邊委員 分かりました。今年は田植をして、一応全部ね。

田村委員	そうですね。
川邊委員	そうですね。秋以降やね。
田村委員	そうですね。まだ、近々、その土地改良組合の設立総会をしてという形ですので、実際には来年度になるんですかね。
議 長	ほかに何かありませんか。よろしいか。 今説明ありましたとおりで、皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしですな。よろしいですか。 それでは異議なしと認め、議案第10号について承認することに決定をいたします。 次に、別冊でお配りしました議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地集積計画の決定についてです。 事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明させていただきます。 まず、津地区をご覧ください。 田の賃貸借、使用貸借で122, 494㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6, 097㎡、契約件数は41件でございます。 河芸地区につきましては、田の賃貸借で102, 973㎡、契約件数は6件でございます。 安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で8万6, 673㎡、畑の賃貸借で6, 164㎡、契約件数は26件でございます。 芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で160, 652㎡、畑の賃貸借で1, 949㎡、契約件数は39件でございます。 美里地区につきましては、田の使用貸借で3, 827㎡、契約件数は2件でございます。 香良洲地区につきましては、該当はございませんでした。 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて386, 619㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借を合わせて14, 210㎡、合計契約件数は114件、合計面積は400, 829㎡となっております。 次に、認定農業者への集積状況でございます。 地区別の認定農業者への集積は、津地区38件、河芸地区5件、安濃地区20件、芸濃地区32件で合計95件、合計面積は331, 156㎡でございます。 なお、認定農業者の集積率は、件数で83.3%、面積で82.6%となっ

ております。

続きまして、農地中間管理事業を利用した案件についてご説明をいたします。
人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては、農地利用集積計画の概要の該当箇所、今回は8ページでございます4-007-2外32件となり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2ページからの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
今回の案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件からご審議をいただきます。
整理番号1-20から1-26についてです。
3番、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 該当ページは39から45ページになります。確認をお願いします。
この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 続きまして、整理番号2-3及び2-4についてです。
8番、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 該当するページは63、64ページです。63、64ページです、確認ください。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 続いて、整理番号3-26。
12番、_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議 長 ページ数は92ページです。92ページ、確認ください。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしですな。ありがとうございます。
入室ください。

< 入 室 >

議 長 続きまして、整理番号4-16、4-19、4-21、4-26についてです。
9番、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 ページ数は117、123、127、137から140。もう一度言います。
117ページ、123ページ、127ページ、137から140ページです。
確認ください。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、引き続き、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議
をお願いいたします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですな。ありがとうございました。
これらの案件について適正であると認め、市長に進達することといたします
ので、よろしくをお願いいたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第1回第1農地部会を終了いたします。

午前10時58分

上記は、第1回第1農地部会の議事を録したものである。

令和5年1月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____